

直接支給手続きの説明

消防団員に対する災害補償費及び退職報償金は、現在、市町村を經由して団員等に支給していますが、平成26年4月からの支給について、希望する市町村については、組合から直接団員等に支給（振込）することとします。

そのためには、従来の請求手続き・書類の他にお願いするものがでてきます。ここでは、必要な手続き・書類等をご説明します。

なお、直接支給は各市町村の希望によるものとします。そのため、希望しない市町村は、従来どおりの事務手続きとなりますので、この手続きは不要です（請求に当たって、この説明にある書類等が添付されない場合、従来どおり市町村の指定口座に支払いますので、ご注意下さい）。

記

1 災害補償費について

- (1) 「災害補償費等送金依頼書」に、送金する口座情報等を記入して提出してください（依頼書は1人につき1枚作成してください）。
- (2) 災害補償費の支払いが、療養補償、調剤費、休業補償費など、多岐にわたる場合があります。その時は、依頼書の該当する費目に○していただき、それぞれの口座情報を記入してください。
- (3) 依頼書の記入例を添付（別添「説明①」）しますので、参考に作成下さい。
- (4) 従来、福祉事業費（休業援護金、自動車損害見舞金等）の請求にあたって、委任状の作成をお願いしていましたが、こちらは引き続き添付が必要です。

2 遺族補償・障害補償年金等について

- (1) 「遺族補償・障害補償年金等送金依頼書」に、送金する口座情報等を記入して提出してください。なお、依頼書は1市町村1枚です。複数いる場合は、まとめて作成ください。
- (2) 依頼書の記入例を添付（別添「説明②」）しますので、参考に作成ください。
- (3) 振込口座は、最初に指定された口座を登録して継続しますので、支給の都度提出する必要はありません。

(4) ただし、遺族の異動などにより、口座が変更になる場合は「遺族補償・障害補償年金等送金口座変更依頼書」により、早急にご連絡下さい。

依頼書の記入例を添付（別添「説明③」）しますので、参考に作成ください。

(5) 直接支給は、希望されたときから変更しますが、原則として、平成26年6月期（平成26年4・5月分）から開始予定ですので、当初から直接支給を希望する場合は、平成26年4月30日まで依頼書を提出してください。

3 退職報償金について

(1) 請求に使用している「新退職報償金システム」の設定を、「直接支給団体」に変更する必要があります。

(2) 変更については、別途添付する「直接支給に関する新退職報償金システムの変更について」をご覧ください、設定の変更を行ってください。システム内で口座情報の登録ができます。

(3) システムを変更したうえで、従来どおり請求手続きを行っていただきますが、請求書を送付する際は、別途「非常勤消防団員に対する退職報償金の送金について」の依頼書（別添説明④）を必ず添付してください。なお、この依頼書は毎回添付してください。

(4) 退職報償金の送金にあたっては、今までの通知に各団員あての通知を追加しますので、各団員に配付願います。

4 その他

(1) 直接支給に必要な各種依頼書は、当組合のホームページの「直接支給関係」に収納しますので、そこからダウンロードしてご利用ください。アドレスは下記のとおりです。

<http://www.miyagi-ck.gr.jp/fireunion/index.html>

（検索により、「宮城県町村会」→「消防補償組合」と進んでも行けます。）

(2) このたび実施するのは、災害補償費及び退職報償金の送金に限って直接行うものです。そのため、公務災害認定、災害補償費請求手続き及び退職報償金請求手続きの事務処理については、今まで同様に市町村にお願いしますので、ご了承ください。